

個別事業の事業計画の立案の段階

これまでの環境影響評価制度（事業アセス）の問題点

- ・事業計画の立案の段階で、複数案の検討結果の公表や第三者の意見を聴く仕組みになっていない。
- ・事業計画が概ね固まった段階で環境影響評価を行うため、環境保全措置の採用等についての柔軟な対応が困難な場合が見られる。

現状・検討経緯、課題

事前配慮の義務付け

本市の事前配慮制度

- ❖ 事業者が対象事業に係る計画を策定するに当たって、事前配慮指針（平成13年最終改正）に基づき配慮する。
- ❖ 事前配慮の内容を方法書に記載する。

本市の事前配慮制度における課題

- * 事業計画の立案の段階における情報公開と市民参加を制度化していない。
- * 複数案が検討される内容となっていない。
- * 事前配慮指針に最新の知見が反映されていない。

SEA制度※導入の検討

これまでの国等の動き

- ❖ 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（平成19年、環境省）
- ❖ 自治体でのSEAの導入（平成14年以降）

名古屋市戦略的環境アセスメント制度導入検討委員会

- ❖ 報告書（平成18年3月）

環境影響評価法の改正

- ❖ 計画段階環境配慮書制度の新設（平成23年4月公布）

SEA制度導入の検討で明らかになった課題

- * 民間事業を含むすべての事業に対してSEA制度を導入することが適切かどうか。
- * 手続きが長期化するのではないか。

♪ 国等の動向やこれまでの議論を考慮に入れ、市条例の対象事業についても、より早い段階での手続きの導入について検討する必要があります。

検討方針（案）

- * 現行条例の対象事業のうち、事業の種類、事業主体等を勘案し、より早い段階から環境配慮の確保が効果的な事業を対象とする。
- * 法改正で導入された「配慮書」制度に準じた制度を導入する。
- * 最新の知見を踏まえて、より早い段階での環境配慮に係る指針を策定する。

※SEA制度：戦略的環境アセスメント制度

政策決定、上位計画の策定段階

「戦略的環境アセスメント」とは本来、個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」すなわち、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメントのことです。

現状・背景

これまでの国等の動き	環境影響評価法の改正	名古屋市戦略的環境アセスメント制度導入検討委員会
<p>❖ 中央環境審議会答申（平成 22 年 2 月）</p> <p>個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国の SEA として導入することについても検討する必要がある。</p>	<p>❖ 衆議院附帯決議（平成 23 年 4 月）</p> <p>より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価制度化に向けた検討を行うこと。</p>	<p>❖ 報告書（平成 18 年 3 月）</p> <p><第 2 段階>（上位計画）</p> <p>まず、名古屋市が主体で策定する上位計画について、制度導入の可能性及びその内容等を順次計画していくことが適当</p>

今後の対応（案）

- * 制度導入の可能性、その効果等について、さらに研究を進めることが必要
- * 国等の動向を踏まえ、情報収集等に努める